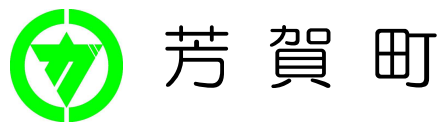


芳賀町 一般廃棄物処理基本計画

平成 26 年 3 月



目 次

第1章 計画改訂の趣旨.....	1
第2章 基本的事項の把握.....	2
第1節 地域の概要.....	2
1-1 位置・地勢.....	2
1-2 人口の推移.....	2
1-3 土地利用状況.....	4
1-4 産業別人口の推移.....	5
第2節 関連する計画.....	8
2-1 振興計画.....	8
第3章 ごみ処理基本計画.....	11
第1節 ごみ処理の現状と課題.....	11
1-1 ごみの排出量.....	11
1-2 資源物量の推移.....	15
1-3 資源化率の推移.....	16
1-4 ごみの処理体制.....	18
1-5 町の取り組み.....	22
1-6 ごみ処理の課題.....	24
第2節 ごみ処理基本計画.....	25
2-1 基本方針.....	25
2-2 町民・事業者・行政の役割.....	25
2-3 基本的事項.....	26
2-4 予測.....	27
2-5 目標.....	30
第3節 施策の計画.....	31
3-1 発生・排出抑制.....	31
3-2 資源化・再生利用.....	33
3-3 ごみの処理体制.....	34
3-4 収集・運搬計画.....	36
3-4 中間処理計画.....	38
3-5 最終処分計画.....	39
第4節 推進体制.....	40
4-1 協力体制.....	40
4-2 啓発活動.....	41

第 1 章 計画改訂の趣旨

20 世紀から続く「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の社会経済活動は、私たちに豊かで快適な生活をもたらしてきましたが、一方では、大量の廃棄物の発生、資源の枯渇、地球温暖化、そして自然破壊など、身近な環境への負荷だけではなく、様々な地球規模での環境問題を引き起こしています。

廃棄物を取り巻く環境は、発生量の増加だけではなく、質の多様化、最終処分場の残余年数の逼迫といった問題が生じています。そのため、廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物を可能な限り再生利用するなど、持続可能な循環型社会の形成に向け、私たちのライフスタイルや事業活動の転換が必要となっています。

国では、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正な処分を確保し、循環型社会を形成していくため、循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）や各種リサイクル法の制定・改正を行い、その仕組み作りを推進してきました。

栃木県では、平成 23 年 3 月に「栃木県廃棄物処理計画」を策定し、3R の推進、適正処分の確保、処理施設の適正立地、不法投棄の抑止、県民理解の促進をテーマに掲げ推進しています。

本町では、平成 17 年度に「芳賀町一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」とする）を策定し、廃棄物の減量化・資源化の目標を定め、町民・事業者・行政が一体となり、持続可能な社会の形成を目指し、その施策を推進してきました。計画の策定から 8 年が経過し、社会経済情勢や廃棄物を取り巻く状況の変化を踏まえ、効率的かつ計画的なごみ処理と循環型社会の形成を更に推進するため、計画を改訂するものです。

第2章 基本的事項の把握

第1節 地域の概要

1-1 位置・地勢

本町は、栃木県の南東部に位置し、東西約 8.6km、南北約 14.2km の総面積 70.23km² で、東は市貝町、西は宇都宮市、南は真岡市、北は高根沢町に接している。

町のほぼ中央を五行川と野元川が流れ、町中央に水田地帯が形成されている。果樹や野菜類をはじめ、施設園芸、畜産などの都市近郊型農業が行われている。

近年、町の西部に大規模な工業団地が造られ、多くの企業が進出している。



1-2 人口の推移

本町の人口は、減少傾向、世帯数は増加傾向で推移している。一世帯当たりの平均人数は、平成 18 年に 3.44 人だったものが、平成 25 年に 3.09 人に減少しており、核家族化が進んでいる。

また、本町には 2 つの工業団地があり、常住人口より昼間人口が多く、常住人口は減少しているが、昼間人口は増加傾向を示している。

人口・世帯数の推移を表 2-1-1 及び図 2-1-1 に、昼間人口と常住人口の推移を表 2-1-2 及び図 2-1-2 に示す。

表 2-1-1 人口・世帯数の推移

年	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1 世帯当たりの平均人数 (人)
平成 18 年	16,861	4,904	3.44
平成 19 年	16,914	4,992	3.39
平成 20 年	16,852	5,051	3.34
平成 21 年	16,774	5,088	3.30
平成 22 年	16,663	5,146	3.24
平成 23 年	16,492	5,130	3.21
平成 24 年	16,481	5,237	3.15
平成 25 年	16,290	5,264	3.09

資料：住民基本台帳 各年 10 月 1 日現在

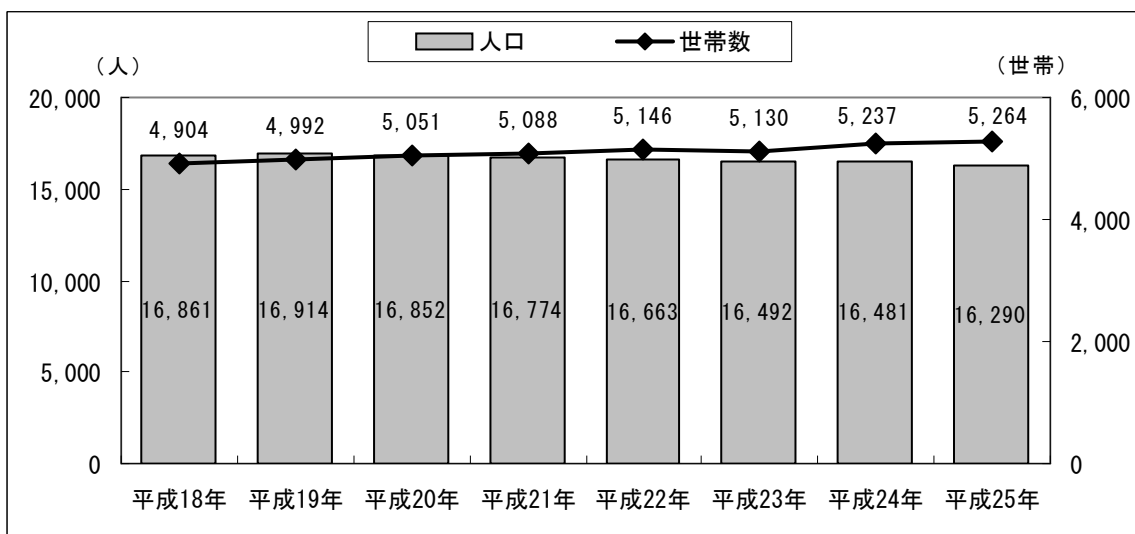


図 2-1-1 人口・世帯数の推移

表 2-1-2 昼間人口と常住人口の推移

単位：人

	昼間人口	常住人口
平成 2 年	19,704	17,610
平成 7 年	22,364	17,424
平成 12 年	25,340	16,988
平成 17 年	27,866	16,348
平成 22 年	28,875	16,030

資料：国勢調査

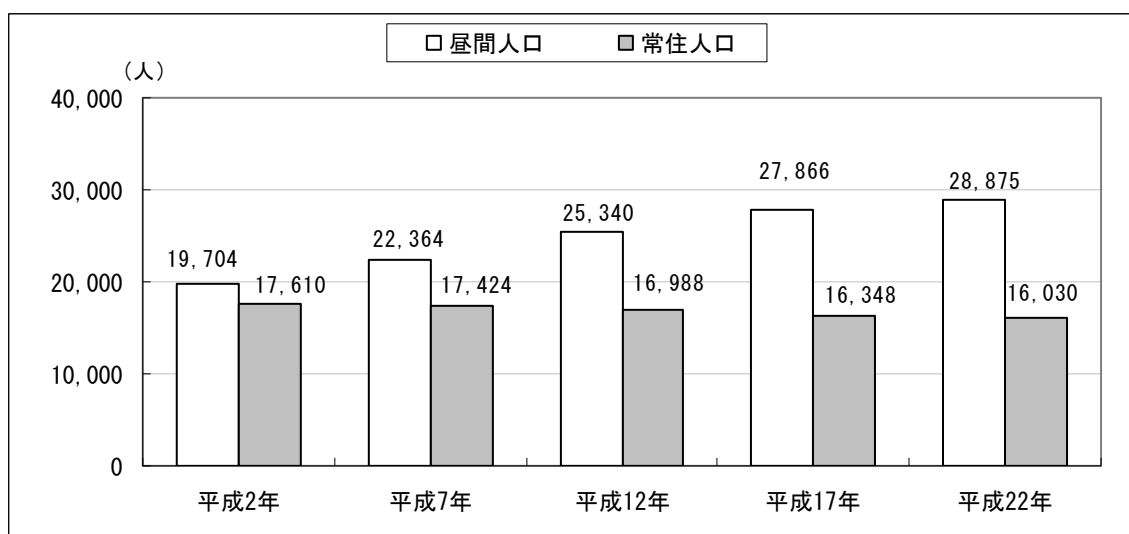


図 2-1-2 昼間人口と常住人口の推移

1-3 土地利用状況

本町の地目別面積の推移を表 2-1-3 に、地目別面積比率を図 2-1-3 に示す。田畑が町全体の 50%以上を占めているが、その割合は低くなっている。

表 2-1-3 地目別面積の推移

単位：ha

	平成 5 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
田	3,300.4	3,214.1	3,184.7	3,171.6	3,155.6
畑	704.1	749.5	739.9	721.3	718.2
宅地	663.8	702.2	739.1	748.7	742.3
池沼	10.1	9.9	9.8	9.8	9.8
山林	951.8	834.1	808.8	806.5	808.9
牧野	152.6	185.3	185.3	185.3	185.3
原野	32.2	33.1	32.7	33.0	34.0
雑種地	200.7	257.3	281.3	279.3	307.1
その他	1,007.3	1,037.5	1,041.4	1,067.5	1,061.8

資料：固定資産税概要調書

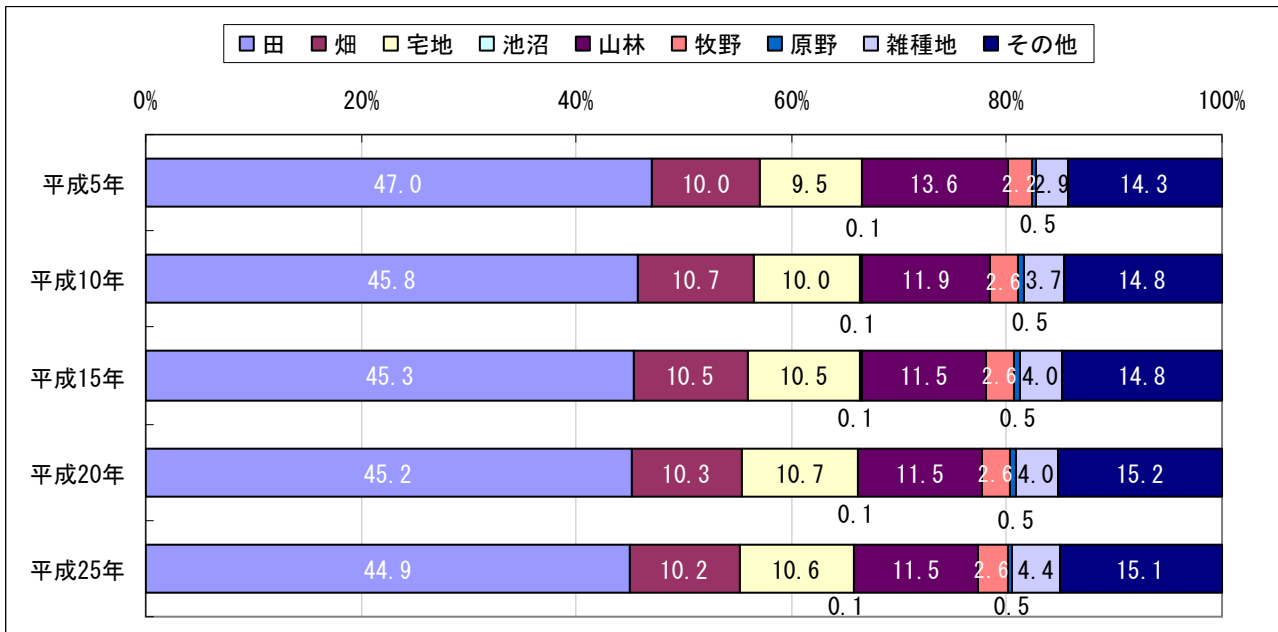


図 2-1-3 地目別面積比率の推移

1-4 産業別人口の推移

産業別人口の推移を表 2-1-4 及び図 2-1-4 に示す。

全体の就業人口は減少傾向で推移している。

産業別の区分では、農業などの第一次産業及び製造業などの第二次産業が減少し、サービス業などの第三次産業が増加している。

表 2-1-4 産業別人口の推移

単位：人

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
第一次産業	2,554	2,244	1,950	1,863	1,638
第二次産業	3,413	3,414	3,312	2,832	2,609
第三次産業	3,588	3,971	4,151	4,448	4,437
分類不能	5	9	54	18	51

資料：国勢調査

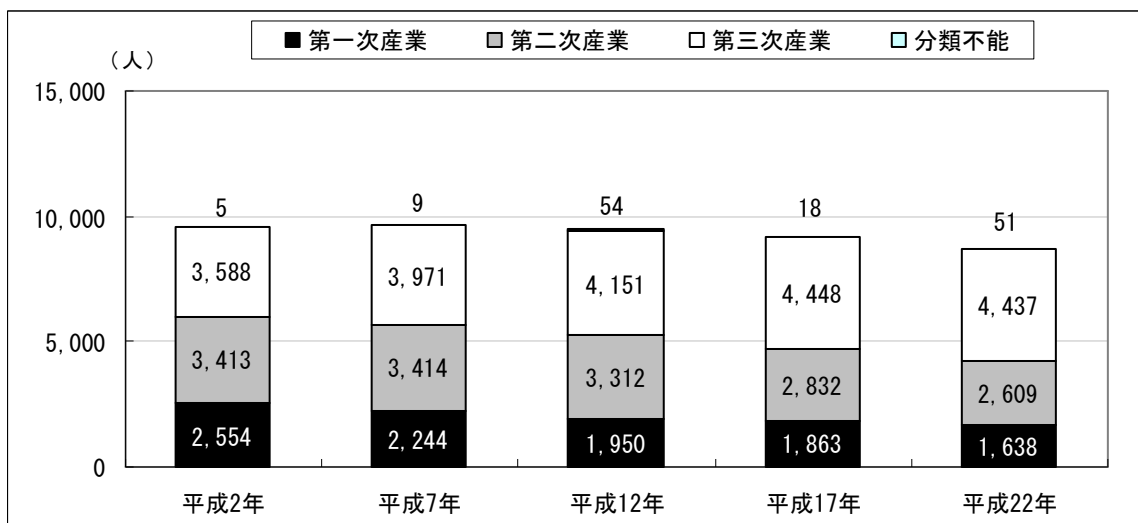


図 2-1-4 産業別人口の推移

①第一次産業

農業、林業・狩猟業、漁業・水産養殖業の就業人口は、減少傾向で推移している。本町には、漁業・水産養殖業の就業者はいない。

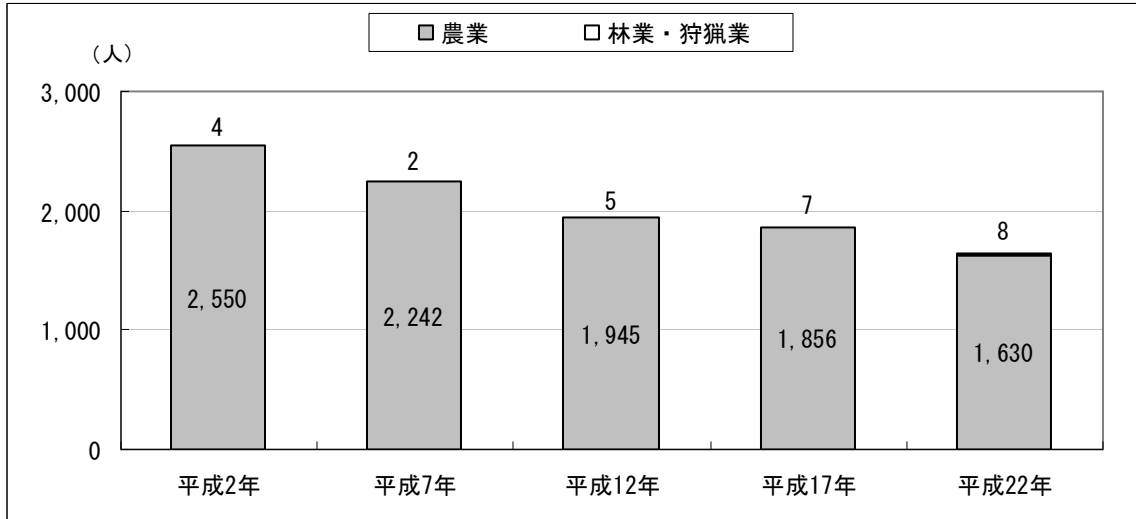


図 2-1-5 産業別人口の推移：第一次産業

②第二次産業

鉱業、建設業、製造業の就業人口は、減少傾向で推移している。

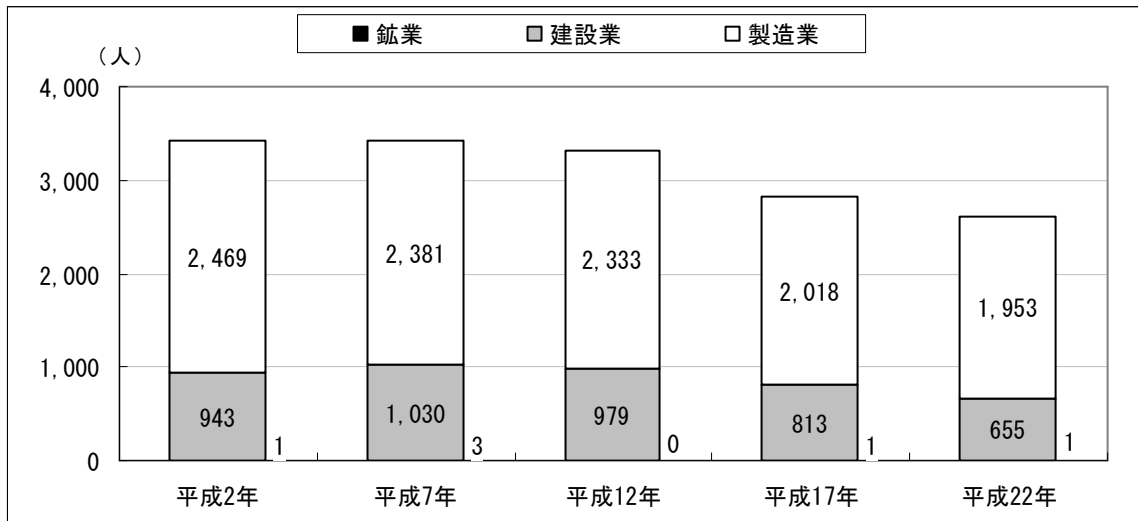


図 2-1-6 産業別人口の推移：第二次産業

③第三次産業

卸売業・小売業、金融・保険・不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道・熱供給業、公務、サービス業の就業人口は、増加傾向で推移している。

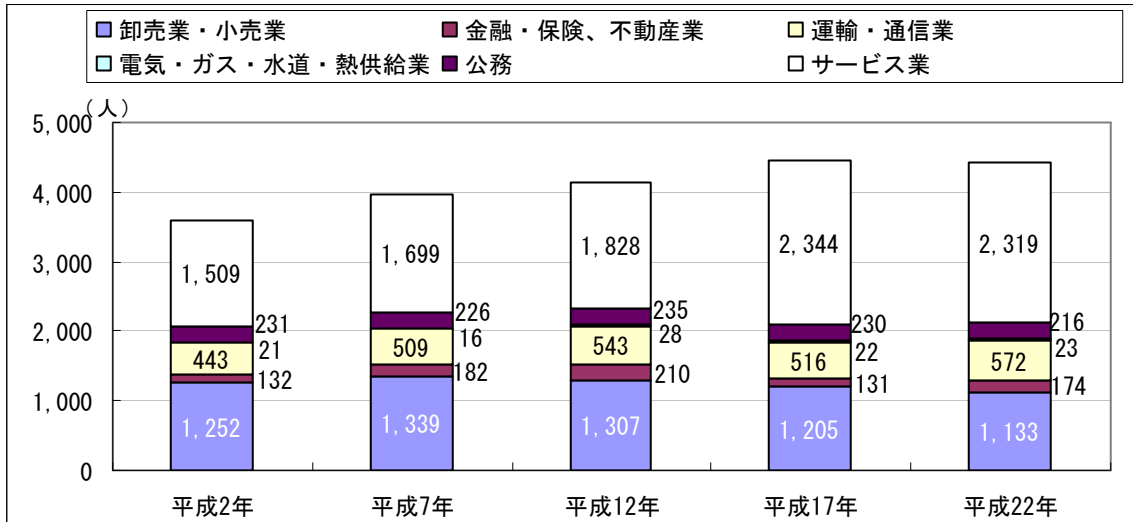


図 2-1-7 産業別人口の推移：第三次産業

第2節 関連する計画

2-1 振興計画

本町では、平成18年度から平成27年度を基本構想の計画期間とする第5次芳賀町振興計画を策定している。基本計画前期計画は平成18年度から平成22年度、基本計画後期計画は平成23年度から目標年次を平成27年度とし、目標の実現に向けてまちづくりを進めている。

○第5次芳賀町振興計画（基本計画後期計画）

計画の概要を以下に示す。

「芳賀町一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」とする。）に関連するものは、4 自然環境分野 施策1に資源循環型社会の構築に成果指標や取組方針が示されている。その施策の内容を表2-2-1に示す。

将来像 「みんなで創る やすらぎと豊かさに満ちたまち 芳賀」

- 1 教育文化分野：町民が輝き、新たな交流と文化が育つまち
- 2 保健医療福祉分野：安心と健康を地域が支える福祉のまち
- 3 都市基盤分野：安全で住みやすい、心地よいまち
- 4 自然環境分野：自然と共生した清らかな環境先進のまち
- 5 産業経済分野：新たな価値を創造する、活かに満ちたまち
- 6 地域コミュニティ分野：町民の主体性と、あたたかさに包まれたまち
- 7 行財政分野：町民満足度が高く、適正な行政運営を行うまち

表2-2-1 施策1 資源循環型社会の構築の概要

目的	対象：町民、事業者 施策の意図：ごみの減量化に取り組む リサイクルに取り組む
成果指標 (目標値)	リサイクル率：40.0% 町民1人1日当たり可燃ごみ排出量：315g 事業所から出る可燃ごみの排出量：580t ごみ減量化に取り組んでいる町民の割合：74.0% ごみの減量化とリサイクルに積極的である：71（NSI値）
取組方針	CO ₂ 削減のための可燃ごみの減量化を積極的に推進する。 ごみ分別に対する町民意識の高揚を図るため、芳賀チャンネルや出前講座の活用等を進める。 生ごみ回収の実態と課題を把握し、回収量の増量に向けた取り組みを展開する。 町民満足度調査での要望を踏まえた機械式生ごみ処理機器設置補助金制度の周知・活用での生ごみの減量化、また、EMを使用した生ごみの堆肥化を更に推進する。 資源物のリサイクル促進では、地域のエコステーション新規設置・事業拡大を推進する。

○栃木県廃棄物処理計画

平成 23 年に循環型社会の形成に向け、廃棄物を取り巻く課題について5つのテーマ（3Rの推進、適正処理の確保、処理施設の適正立地、不法投棄の抑止、県民理解の促進）を掲げ、それぞれについて課題解決のための施策を設定している。また、県民、事業者、行政の役割を明確にしている。

焼却施設の広域化に向けた整備方針では、本町と益子町、市貝町、茂木町は芳賀ブロックの芳賀中部に属しているが、平成 26 年に芳賀ブロックの新たな処理施設の稼働により、真岡市と一つの施設の処理が開始される。

県民の役割

1 排出抑制に配慮した消費行動

マイバッグの持参、過剰包装の拒否、生ごみの堆肥化、フリーマーケット等の活用、エコマークやグリーンマーク商品の使用等

2 市町の分別収集への協力とリサイクル関連法への協力

排出ルールに基づいた分別の徹底、家電リサイクル法等の法制度等の理解

3 廃棄物処理への理解

日常生活や事業活動から発生する廃棄物の処理施設の必要性への適正な理解

4 不法投棄防止への協力

不法投棄防止に向け所有地等の適正な管理、不法投棄等の発見時の通報による早期発見、早期対応

排出事業者の役割

1 排出抑制・再生利用に配慮した製品の製造・販売

廃棄物を出さない事業活動への転換、再生原材料の利用

2 循環的利用の促進

分別の徹底、食品廃棄物・建設発生廃棄物・家畜排せつ物等バイオマス資源の利用

3 管理・処理体制の確立

従業員への研修や普及啓発、法令等に基づく廃棄物処理基準等の遵守

市町の役割

1 一般廃棄物処理計画の策定と事業の推進

一般廃棄物の発生量や種類に応じて適切な処理ができる計画の策定

2 一般廃棄物の排出抑制の推進と処理施設の確保

分別収集の推進や再生利用による循環利用

処理施設は、資源の再利用、再生利用、施設運営の効率性の観点からの広域的な整備促進

3 廃棄物に関する知識の普及、意識啓発

廃棄物処理施設の必要性や安全性への理解の促進

○栃木県分別収集促進計画

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づいて市町が実施する容器包装廃棄物の分別収集を促進するとともに、容器包装廃棄物の排出抑制及び分別基準適合物の再商品化を促進するための計画となっている。

平成 25 年 8 月に第 7 期計画が策定され、計画期間は、平成 26 年 4 月から 5 年間で、3 年ごとに改定される。

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1-1 ごみの排出量

①ごみの総排出量

本町のごみのほとんどは、芳賀郡中部環境衛生事務組合で処理しているが、町独自の処理として、資源物の集団回収、生ごみ回収、プラスチック類発泡トレー類の回収を行っている。

本町のごみ排出量の推移を表3-1-1及び図3-1-1に示す。

なお、本計画のごみの排出量は、芳賀郡中部環境衛生事務組合での処理量、町独自での処理量とをあわせて排出量とし、自家処理の量については、含めないこととする。

ごみ排出量は、減少傾向で推移していたが、平成23年度に増加している。家庭系ごみは増加傾向、事業系ごみは減少傾向で推移し、集団回収は横ばいとなっている。

表3-1-1 ごみの総排出量の推移

単位：t

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
家庭系ごみ	2,374	2,347	2,445	2,783	2,492
事業系ごみ	823	793	691	641	735
集団回収	446	471	467	460	435
合計	3,643	3,611	3,603	3,884	3,662

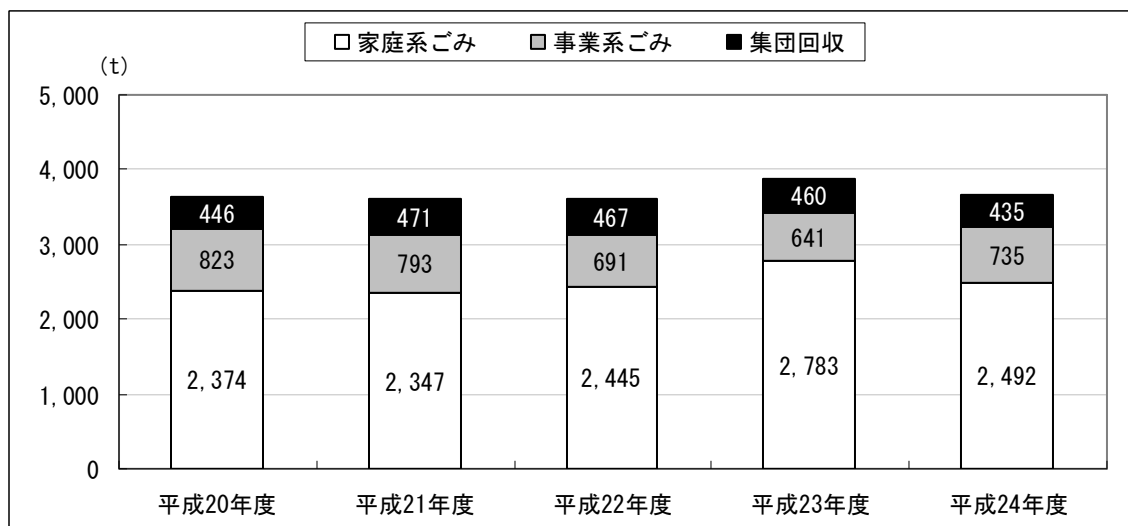


図3-1-1 ごみの総排出量の推移

②ごみの種類別排出量

ごみの種類別排出量の推移を表 3-1-2 及び図 3-1-2 に示す。

可燃ごみ及び粗大ごみは、増加傾向で推移し、資源物の紙類、カン類は減少傾向で推移している。不燃ごみ及び資源物のビン類、衣類・布類は、横ばいとなっている。

表 3-1-2 ごみの種類別排出量の推移

単位：t

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
可燃ごみ	2,095	2,057	2,023	2,162	2,190
不燃ごみ	202	207	253	303	200
粗大ごみ	128	117	127	226	170
紙類	326	294	287	297	251
カン	82	78	74	72	65
ビン類	139	139	142	145	137
衣類・布類	27	29	30	37	30
合計	2,999	2,921	2,936	3,242	3,043

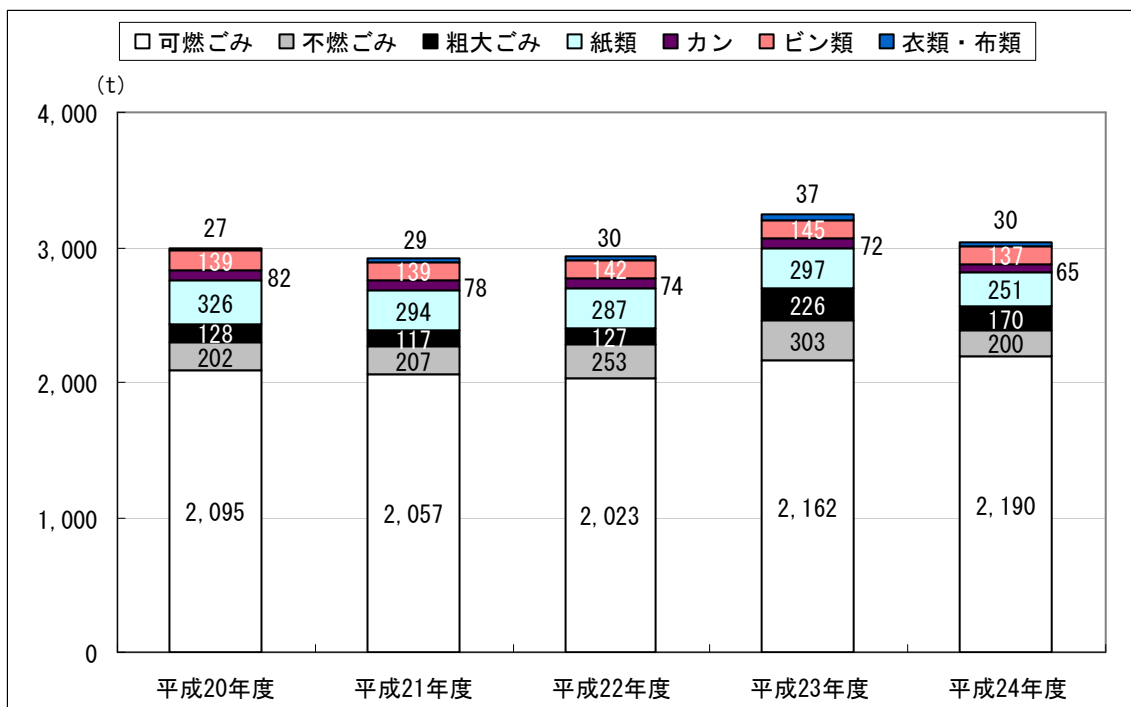


図 3-1-2 ごみの種類別排出量の推移

③1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量の推移を表3-1-3及び図3-1-3に、1人1日あたりの可燃ごみ排出量の推移を表3-1-4及び図3-1-4に示す。

1人1日あたりのごみ排出量、1人1日あたりの可燃ごみ排出量は、増加傾向で推移している。

表3-1-3 1人1日あたりのごみ排出量の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ごみの総排出量 (t)	3,643	3,611	3,603	3,884	3,662
人口 (人)	16,852	16,774	16,663	16,492	16,481
1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	592.2	589.8	592.5	645.3	608.8

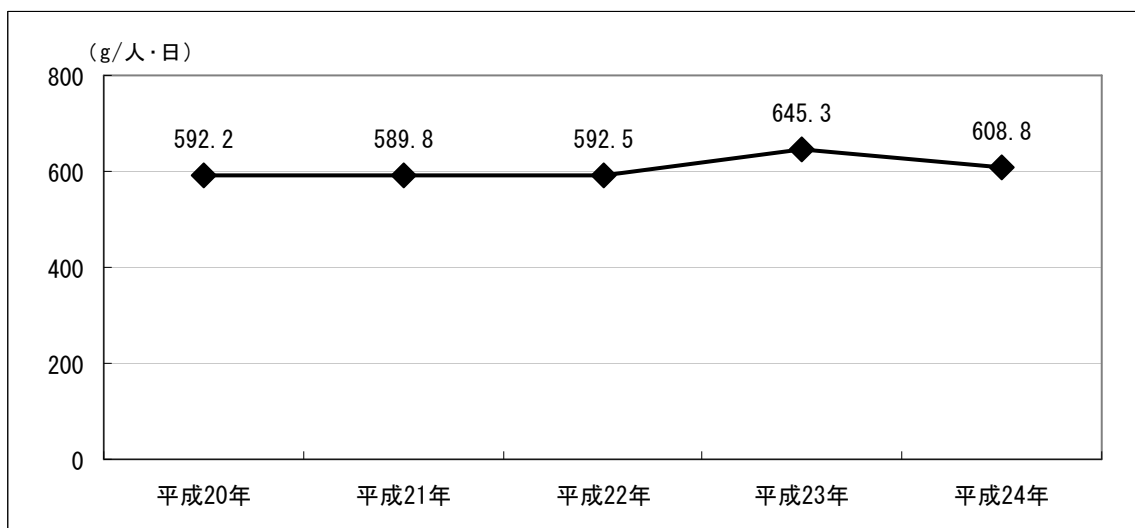


図3-1-3 1人1日あたりのごみ排出量の推移

表3-1-4 1人1日あたりの可燃ごみ排出量の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
可燃ごみの排出量 (t)	2,095	2,057	2,023	2,162	2,190
人口 (人)	16,852	16,774	16,663	16,492	16,481
1人1日あたりの可燃ごみ排出量 (g/人・日)	340.6	336.0	332.6	359.2	364.1

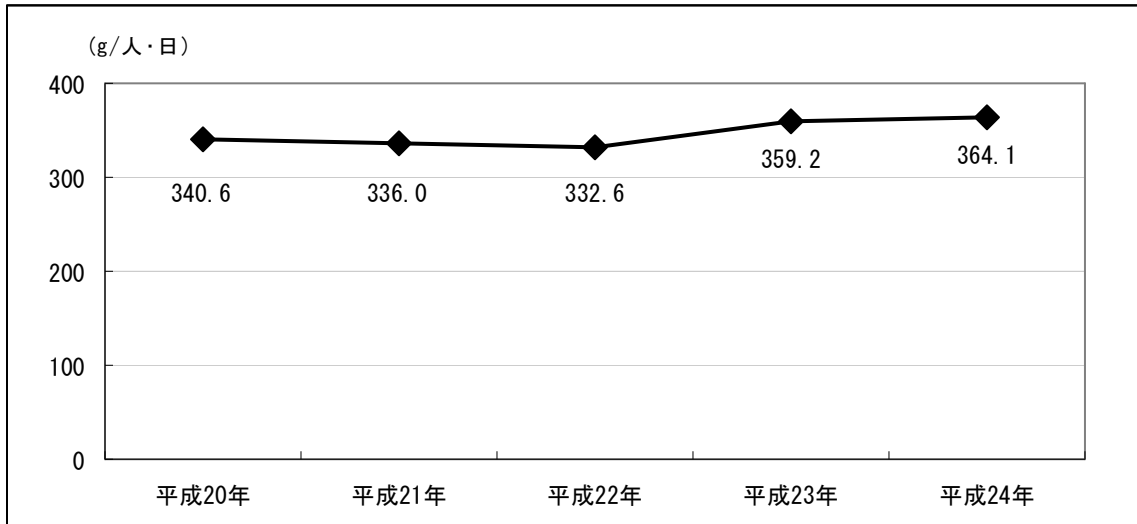


図 3-1-4 1人1日あたりの可燃ごみ排出量の推移

④温室効果ガス排出量

本町から排出される可燃ごみの焼却により排出される温室効果ガスの排出量を、表 3-1-5 及び図 3-1-5 に示す。

温室効果ガスの排出量は、増加傾向で推移している。

表 3-1-5 温室効果ガス排出量の推移

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
可燃ごみの排出量 (t)	2,095	2,057	2,023	2,162	2,190
温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	38,393	37,697	37,073	39,621	40,134

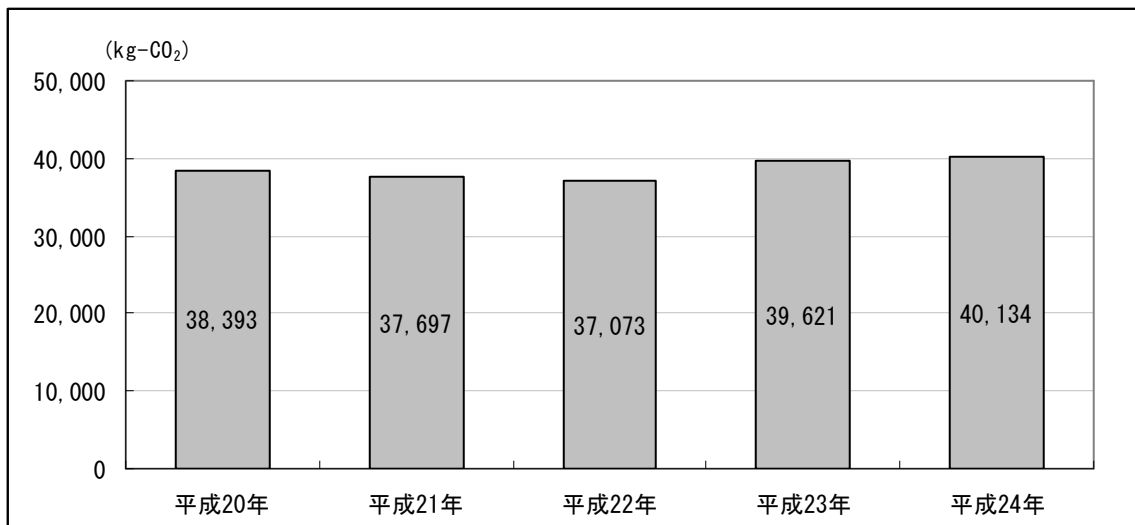


図 3-1-5 温室効果ガス排出量の推移

1-2 資源物量の推移

本町のごみを処理している芳賀郡中部環境衛生組合では、資源物として紙類、カン・ペットボトル、ビン類、衣類・布類を分別し資源化している。

また、町独自の資源物として、集団回収、生ごみ及びプラスチック類発泡トレー類の回収を行っている。

資源物量の推移を、表 3-1-6 及び図 3-1-6 に示す。

芳賀郡中部環境衛生事務組合の資源物量は、減少傾向で推移している。特に紙類は、大きく減少している。

町独自の資源物量は、減少傾向で推移している。生ごみの回収は、家庭系は限定された地区、事業系は契約した事業者のみとなっている。

表 3-1-6 (1) 資源物量の推移：芳賀郡中部環境衛生事務組合

単位：t

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
紙類	326	294	287	297	251
カン	82	78	74	72	65
ビン類	139	139	142	145	137
衣類・布類	27	29	30	37	30
合 計	574	540	533	551	483

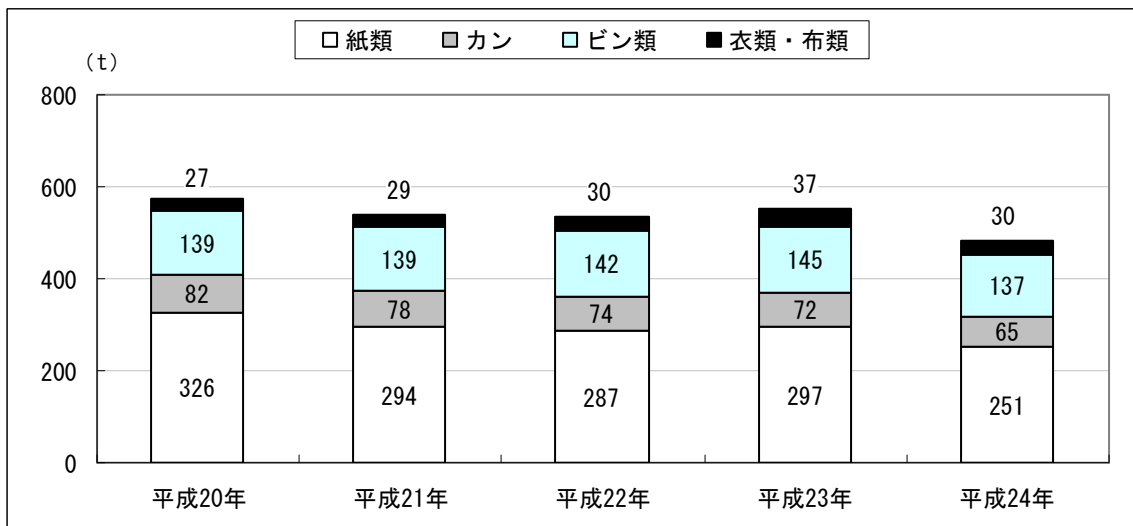


図 3-1-6 (1) 資源物量の推移：芳賀郡中部環境衛生事務組合

表 3-1-6 (2) 資源物量の推移：町独自

単位：t

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
集団回収	446	471	467	460	435
生ごみ：家庭系	52	49	45	44	49
生ごみ：事業系	69	71	75	72	70
プラスチック類 発泡トレー類	76	99	80	66	64
合 計	643	690	667	642	618

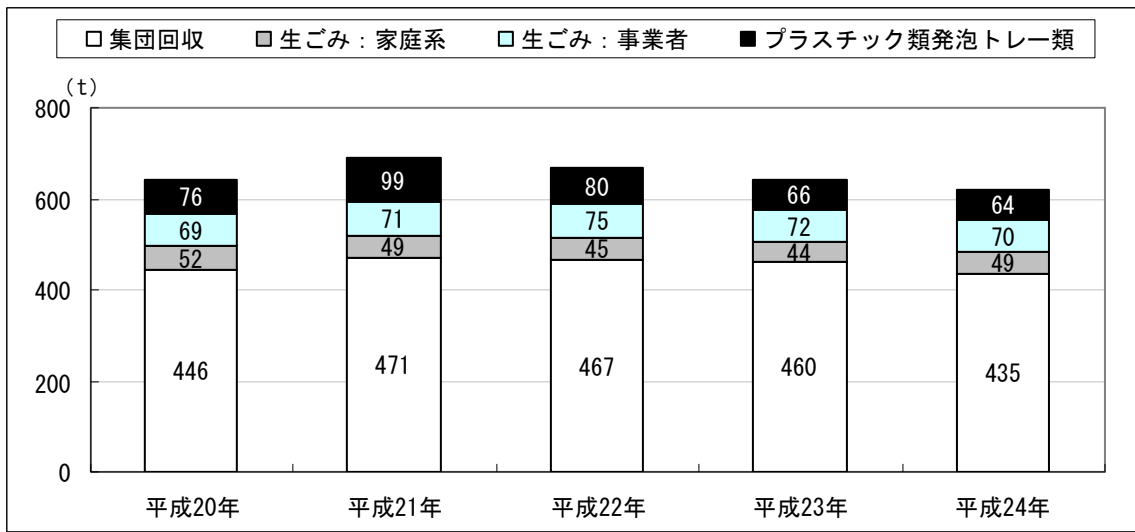


図 3-1-6 (2) 資源物量の推移：町独自

1-3 資源化率の推移

資源化率の推移を表 3-1-7 及び図 3-1-7 に示す。

資源化率は、平成 21 年度に 34.1%となっていたが、平成 24 年度は 30.1%と低下している。

表 3-1-7 資源化率の推移

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ごみ総排出量 (t)	3,643	3,611	3,603	3,884	3,662
資源化量 (t)	1,217	1,230	1,200	1,193	1,101
資源化率 (%)	33.4	34.1	33.3	30.7	30.1

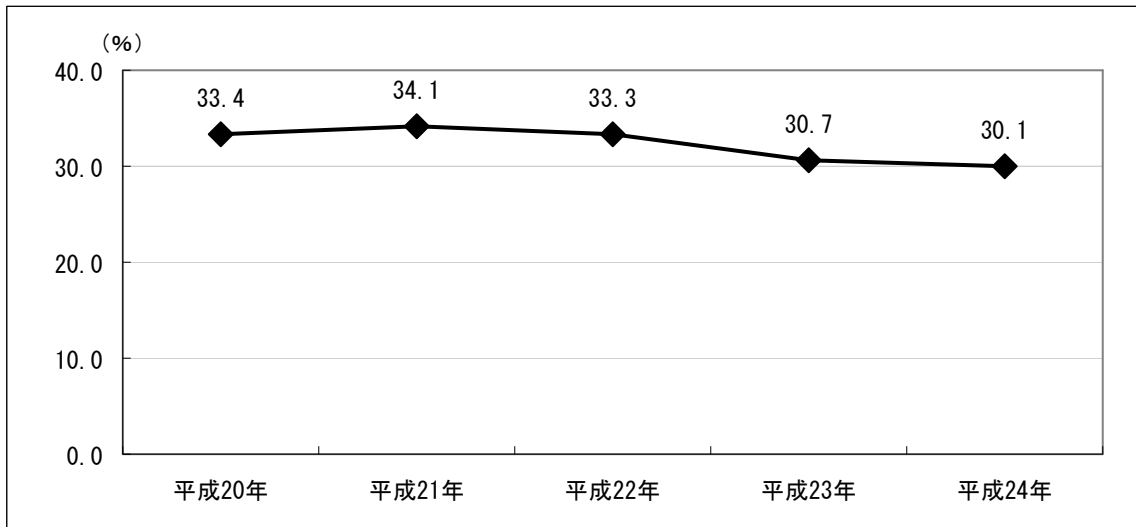


図 3-1-7 資源化率の推移

1-4 ごみの処理体制

①ごみの分別

芳賀郡中部環境衛生事務組合で処理しているごみの分別は、大きく分けて可燃ごみ、資源物、不燃ごみ、粗大ごみの4分類となっている。さらに、資源物は紙類、カン、ペットボトル、ビン類、衣類・布類の5分類、粗大ごみは可燃性、不燃性の2分類に分かれている。

町独自として、集団回収、生ごみ、プラスチック類発泡トレー類の分別を実施している。ごみの分別を表3-1-8に示す。

表 3-1-8 ごみの分別

分類		ごみの種類	
芳賀郡中部環境衛生事務組合	可燃ごみ	生ごみ、貝殻、食用油の固形、紙くず、紙おむつ、CD、カセット及びビデオテープ、少量のプラスチック類、少量の発泡スチロール、ゴム製品、使い捨てカイロ、革製品、除湿剤（水を抜く）、乾燥剤、資源物以外のジュースのパック類、小さな木製品など	
	資源物	紙類	新聞、ダンボール、その他（本、雑誌、紙パック、紙箱、菓子箱、コピー用紙、小さな紙など）
		カン	食べ物・飲み物が入っていたアルミ・スチール製容器、飲料用缶、茶缶・海苔缶（円筒状 20cm 以内）、缶詰など
		ペットボトル	飲み物・調味料等が入っていた PET 製容器 ジュース、ミネラルウォーター、焼酎、清涼飲料、酒、お茶、醤油、みりんなど
		ビン類	食べ物・飲み物・化粧品が入っていたガラス製容器 ジュース、ビール、酒、ワイン、栄養ドリンク、調味料、焼き肉のたれ、ジャム、化粧水、乳液など
		衣類・布類	シャツ、肌着、トレーナー、浴衣、ズボン、布団カバー、シーツ、タオル、手ぬぐいなど
	不燃ごみ	異質ガラス製品、小型家電製品、資源以外のカン・ビン、陶磁器類、金物類、蛍光灯、乾電池	
粗大ごみ	可燃性	木製家具、寝具類、電気毛布、電気カーペット、畳、庭木の剪定くず、ふとん、トタン（塩化ビニール製）、カーペットなど	
	不燃性	家電製品（家電リサイクル法対象 4 品目、パソコンを除く）、自転車、ガスレンジ、トタン（金属製）、応接セット、ゴルフクラブ、ゴルフバック、石油ストーブなど	
町独自	集団回収	紙類、アルミ缶、ビン類、金属類など	
	プラスチック類発泡トレー類	包装ビニール、食品容器、ボトル、食品トレー、緩衝材など	
	生ごみ	食品残さ	

②ごみ処理の有料化

本町のごみを処理している芳賀郡中部環境衛生事務組合では、可燃ごみ及び資源物の衣類・布類で指定袋制により料金を徴収している。

芳賀郡中部環境衛生事務組合の処理施設に直接持ち込む場合は、品目に応じ料金を徴収している。

町独自の行っている集団回収は、資源ごみ回収団体の届出を行い、エコステーションを設置し、回収実績に応じ補助を行っている。

生ごみ、プラスチック類発泡トレー類は無料となっている。

粗大ごみの自己搬入が困難な方には、1,000 円/個で町の個別回収事業を行っている。

ごみ処理の料金を表 3-1-9 に示す。

表 3-1-9 ごみ処理料金

芳賀郡中部環境衛生事務組合	ステーション	可燃ごみ	指定袋 大 1 枚 50 円 小 1 枚 30 円
		資源物 衣類・布類	指定袋 1 枚 10 円
	持ち込み	可燃ごみ	※10kg 50 円
		資源物 衣類・布類	※10kg 50 円
		粗大ごみ	10kg 100 円
		処理困難物 タイヤ	1,000 円/本
		処理困難物 バッテリー	100 円/kg
処理困難物 消火器	1,500 円/kg		
町独自	集団回収	無料	
	プラスチック類発泡トレー類	無料	
	生ごみ	無料	

※ 指定袋以外での持ち込み

③収集・運搬

可燃ごみ、資源物、不燃ごみは、ステーション方式で、収集・運搬は、芳賀中部環境衛生事務組合で実施している。

町独自の生ごみ及びプラスチック類発泡トレー類の収集は、町で委託している業者により収集・運搬を行っている。

粗大ごみの個別回収は、毎月末の水曜日に事前申込みによる収集・運搬を行っている。

ごみの収集頻度を表 3-1-10 に示す。

表 3-1-10 ごみの収集頻度

分 類		収集頻度	
芳賀郡中部環境衛生事務組合	可燃ごみ	週 2 回	
	資源物	紙類	月 2 回
		カン	月 2 回
		ペットボトル	月 2 回
		ビン類	月 1 回
		衣類・布類	月 1 回
	不燃ごみ	月 1 回	
粗大ごみ	可燃性	直接処理場へ持込み	
	不燃性		
町独自	集団回収	随時	
	プラスチック類発泡トレー類	週 2 回	
	生ごみ	週 3 回	

④ごみ処理フロー

本町のごみは、芳賀郡中部環境衛生事務組合の焼却施設及び粗大ごみ処理施設で処理を行っている。

町独自の分別を行っている生ごみ及びプラスチック類発泡トレー類は、それぞれ独自のルートにて処理を行い、それぞれ再生利用されている。

ごみ処理フローを図 3-1-8 に示す。

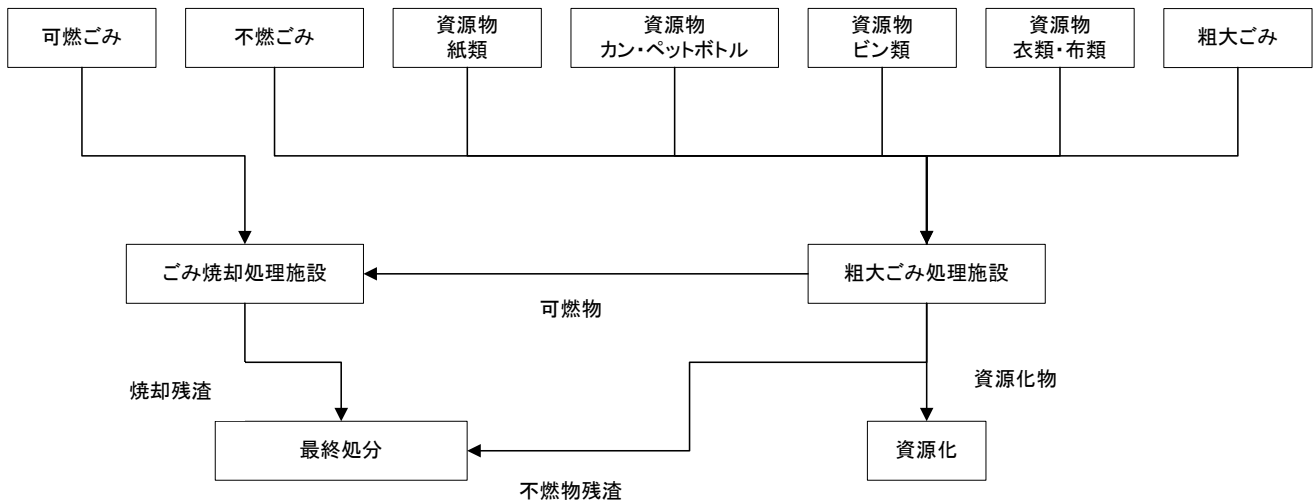


図 3-1-8 (1) ごみ処理フロー：芳賀郡中部環境衛生事務組合

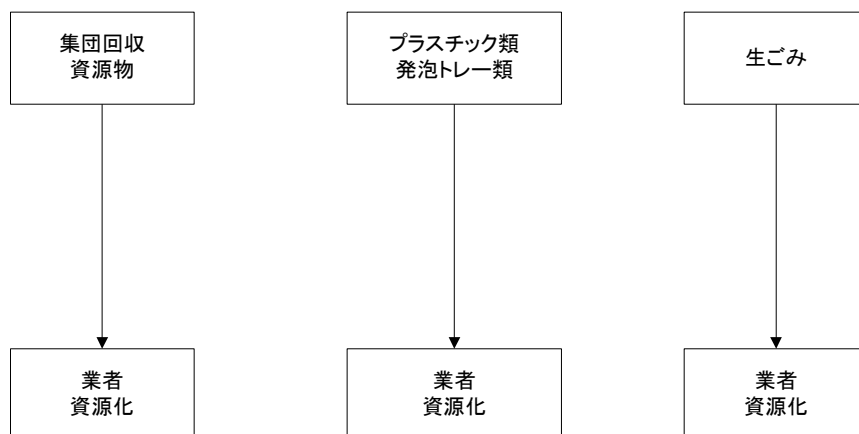


図 3-1-8 (2) ごみ処理フロー：町独自

⑤中間処理施設

本町のごみの中間処理（焼却、破砕等）は、芳賀郡中部環境衛生事務組合の施設で行っている。

町独自で処理している資源物の中間処理（資源化）はそれぞれの業者で行っている。中間処理施設の概要を表 3-1-11 に示す。

表 3-1-11 (1) 中間処理施設概要：芳賀郡中部環境衛生事務組合

	ごみ焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
所在地	栃木県芳賀郡益子町大字七井 3980 番地	栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽 4501 番地
処理方式	准連燃焼式（ストーカ式）	破砕・圧縮併用設備
処理能力	50t/日（25t/16h×2 炉）	25t/5h
稼働年月日	平成 7 年 3 月	平成 9 年 3 月

表 3-1-11 (2) 中間処理施設概要：町独自

	生ごみ	プラスチック類発泡トレー類
所在地	栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田 2066 番地 3	栃木県塩谷郡高根沢町大字太田 147
処理方式	堆肥化	破砕・熱加工
処理能力	14t/日	2t/日
稼働年月日	平成 17 年 9 月	平成 14 年 5 月

⑥最終処分場

本町のごみ（焼却灰、不燃物等）の最終処分は、芳賀郡中部環境衛生事務組合が保有している施設で行っている。

最終処分場の概要を表 3-1-12 に示す。

表 3-1-12 一般廃棄物最終処分場概要：環境整備センター

所在地	栃木県芳賀郡茂木町大字青梅 392-2
竣工	平成 6 年 3 月
埋立対象物	焼却残渣、不燃ごみ
埋立面積	5,650m ²
埋立容積	20,820m ³
埋立方式	サンドイッチ方式（準好気性埋立）

1-5 町の取り組み

①プラスチック類発泡トレー類回収処理事業

家庭から排出される可燃ごみの中には多くのプラスチック類発泡トレー類が含まれている。

可燃ごみの中に含まれるこれらを分別収集し、可燃ごみの減量化と燃焼により二酸化炭素排出量の削減、リサイクルの推進、ダイオキシン類の発生抑制を目的としている。

回収したプラスチック類発泡トレー類は、プランター、ベンチなどのリサイクル品になる。

平成 15 年度にモデル事業として実施し、平成 16 年度以降収集拠点を増やし、現在は町内約 80 ヶ所のステーションと保育園や役場などの公共施設で回収を行っている。

②生ごみ堆肥化事業

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づき、学校給食や飲食店などから排出された生ごみを可燃ごみとして処理せずに堆肥化し、可燃ごみの減量化と優良な堆肥による作物生産を行い、地産地消の地域内循環の仕組みを構築していくことを目的としている。

平成 13 年度から事業を開始し、平成 16 年度は公共施設（13 ヶ所）、食料品店・飲食店（10 ヶ所）、工業団地企業（4 ヶ所）から排出された生ごみを回収し、現在は祖母井市街地、緑町、下原新町、和泉ニュータウン、ハツ木の丘でも回収を行っている。

③資源物回収団体支援事業

家庭から出る資源化物の効率的な回収方法で、自治会、子供会等の単位で回収し、直接資源化業者に持ち込んでいる。町では、回収量に応じて 1kg あたり 10 円の奨励金をだしている。

④EM 菌生ごみ堆肥化事業

家庭から排出する生ごみを EM 菌ボカシを用い、堆肥にし優良な土をつくることを目的としている。各家庭単位で行い、できた肥料を家庭菜園等で使うことができ、ごみの減量化策の一つとして町で推進している。参加世帯数を表 3-1-13 に示す。

モニター総数は、年々増加している。

表 3-1-13 EM 菌生ごみモニター数の推移

単位：人

	累積総数
平成 20 年度	284
平成 21 年度	285
平成 22 年度	299
平成 23 年度	319
平成 24 年度	321

⑤不法投棄防止対策事業

平成 15 年 4 月に「芳賀町から不法投棄をなくす条例」を施行し、不法投棄物の回収と監視活動を行っている。ポイ捨てを含めた不法投棄行為の抑止効果と投棄されたごみを回収する環境保全を目的としている。廃棄物監視員 6 人、不法投棄防止指導員 7 人の設置、監視重点地区・路線の設置を行っている。不法投棄の回収量を表 3-1-14 に示す。

不法投棄回収量は、減少している。

表 3-1-14 不法投棄回収量

単位：t

	回収量
平成 20 年度	19
平成 21 年度	18
平成 22 年度	13
平成 23 年度	12
平成 24 年度	10

⑥生ごみ処理機設置支援

家庭から排出する生ごみの減量及び堆肥化に向け、機械式生ごみ処理機を購入する町民に対し、平成 23 年度から設置補助を開始した。生ごみ処理機 1 基あたり 30,000 円の補助を行っている。平成 23 年度は 7 基、平成 24 年度は 4 基の申請があった。

1-6 ごみ処理の課題

①目標の達成状況

前計画の目標の達成状況を表 3-1-15 に示す。

1 人 1 日あたりの可燃ごみ排出量は、平成 16 年度実績値よりも低くなっているものの、平成 22 年度目標値を僅かに上回る値となっている。

資源化率は、平成 16 年度の実績値よりも低くなっており、平成 22 年度目標値を下回る値となっている。

温室効果ガス排出量は、平成 16 年度実績値よりも低くなっているものの、平成 22 年度目標値を上回る値となっている。

表 3-1-15 目標の達成状況

	平成 16 年度実績	平成 22 年度目標	平成 22 年度実績
1 人 1 日あたりの可燃ごみ排出量 (g/人・日)	383	330	332.6
資源化率 (%)	35	50	33.3
温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	42,461	36,516	40,134

②ごみ排出量の削減

町では、ごみの減量化に向け様々な施策を推進しているが、本町のごみ排出量は、一時期は減少傾向となったが、近年は横ばいとなっている。1 人 1 日あたりのごみ排出量は、増加傾向で推移している。

前計画では、EM 菌生ごみ堆肥化事業の参加世帯を 480 人まで増やすとしたが、平成 24 年度が 321 人で、目標に達していない結果となった。

今後、更なる環境負荷の低減に向け、ごみ排出量を削減していくため、町民、事業者、行政が一体となった取組の推進が必要となっている。

③資源化の推進

町では、資源物を分別し資源化するために様々な施策を推進しているが、本町の資源化率は、低くなっている。

前計画では、プラスチック類発泡トレー類回収処理事業の収集量を 120t/年まで増やすとしたが、平成 24 年度が 64t/年で、目標に達していない結果となった。

また、生ごみ堆肥化事業の回収を 500t/年まで増やすとしたが、平成 24 年度が 119t/年で目標に達していない結果となった。

今後、ごみに含まれる資源物の分別徹底と、資源化率の向上に向け、町民、事業者、行政が一体となった取組の推進が必要となっている。

第2節 ごみ処理基本計画

2-1 基本方針

廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生を抑制し、分別により再生利用を推進していく必要がある。

物を大切にすると生活スタイルを広め、ごみの発生を抑制（リデュース：Reduce）し、再使用できる物は利用（リユース：Reuse）し、ごみとなってしまった物は分別を行い再生利用（リサイクル：Recycle）を進め、焼却や埋め立て処分されるごみをできる限り削減していく。

また、処理が必要となるごみについては、環境保全対策に万全を期した適正な処理を実施し、環境負荷の低減を推進する。

振興計画に掲げる“自然と共生した清らかな環境先進のまち”を基本方針とする。

2-2 町民・事業者・行政の役割

循環型を基調とする社会経済システムの実現に向け、ごみの減量化や資源化は行政だけで推進していくことはできない。町民・事業者・行政が一体となりそれぞれができることを行い、相互に連携を図っていくことが必要となる。

町民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し、共に考え行動し、循環型社会の実践を目指し、ごみの減量化・資源化を推進していく。

○町民

自らがごみの排出者で、環境に負荷を与えていることを自覚し、大量消費・大量廃棄の生活様式から循環型社会の形成に向けたライフスタイルへの転換を図っていく。減量化・資源化に向けた活動に積極的に参加していく。

○事業者

事業活動全般で環境に配慮し、長持ちする物を作り、修理体制の確立に取り組み、使用済みの物を回収していく。また、適切なリサイクルや処理、処分が行われるよう情報を公開する。

ごみの排出者としても環境に負荷を与えていることを自覚し、減量化・資源化に向けた活動を推進していく。

○行政

循環型社会を形成する上でのコーディネート役として普及啓発や情報提供、情報交換を積極的に行い、町民、事業者の自主的・主体的な取り組みを支援していく。

また、ごみの排出者としても環境に負荷を与えていることを自覚し、減量化・資源化に向けた活動を推進していく。

2-3 基本的事項

①計画期間

本計画は、平成26年度（2014年）から平成35年度（2023年）までを計画期間とする。なお、計画は10年間の長期計画となるため、社会状況の変化などを踏まえ、概ね5年で見直しを行うものとする。

②実施計画

各年度の事業計画や数値目標を定めた実施計画の策定と公表を行い、町民、事業者、行政が協働し、各種施策に取り組んでいく。

③進行管理

ごみの減量化・資源化に取り組むなかで、基本計画、実施計画を踏まえ、PDCAサイクルにより推進していく。目標達成のための計画（Plan）を策定し、その計画に基づき実施（Do）し、実施の結果について検証（Check）を行い、良好点、不具合点等を明確にし、検証結果を生かした計画の見直し（Act）を行うことにより、計画を推進する。

また、取り組みを実施した結果を町広報紙やホームページで公表していく。

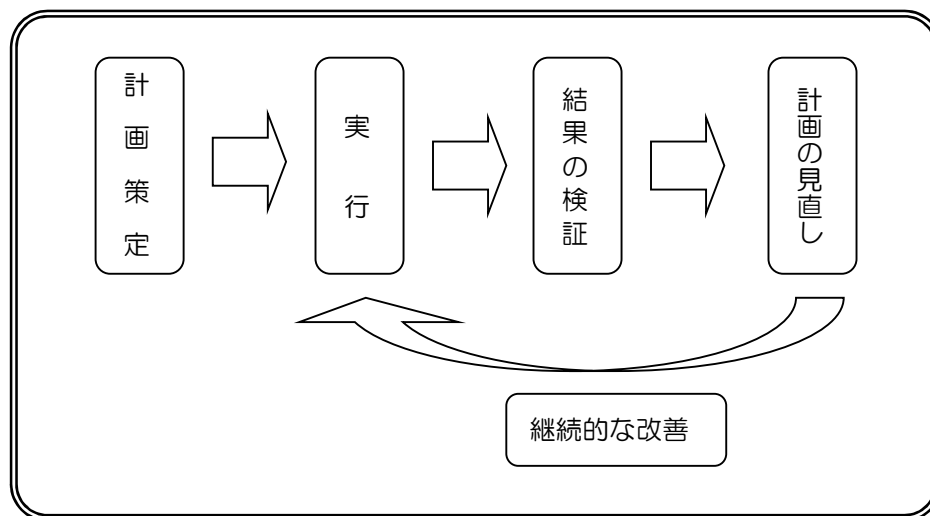


図 3-2-1 計画の概念

2-4 予測

①ごみ排出量

町内の人口は、減少傾向で推移しているのに対し、ごみの排出量は増加傾向となっている。

町内の人口予測は、第5次芳賀町振興計画の数値を採用し、ごみ排出量の予測は、平成20年度から平成24年度の1人1日あたりのごみ排出量を用いて算出する。

予測の結果、1人1日あたりのごみ排出量及びもえるごみ量は増加するが、人口の減少に伴い、ごみ排出量及びもえるごみ排出量は減少する。

ごみ排出量の予測を表3-2-1及び図3-2-1に示す。

表3-2-1 ごみ排出量の予測

	人口予測	ごみ量		もえるごみ量	
		1人1日あたり (g/人・日)	ごみ排出量 (t)	1人1日あたり (g/人・日)	もえるごみ排出量 (t)
平成25年度	16,367	623.0	3,722	358.3	2,141
平成26年度	16,239	626.3	3,712	360.6	2,137
平成27年度	16,111	629.2	3,700	362.6	2,132
平成28年度	15,983	631.8	3,686	364.3	2,125
平成29年度	15,855	634.1	3,669	365.9	2,118
平成30年度	15,727	636.1	3,652	367.4	2,109
平成31年度	15,599	638.1	3,633	368.7	2,099
平成32年度	15,471	639.8	3,613	369.9	2,089
平成33年度	15,343	641.5	3,592	371.0	2,078
平成34年度	15,215	643.0	3,571	372.1	2,066
平成35年度	15,087	644.4	3,549	373.1	2,054

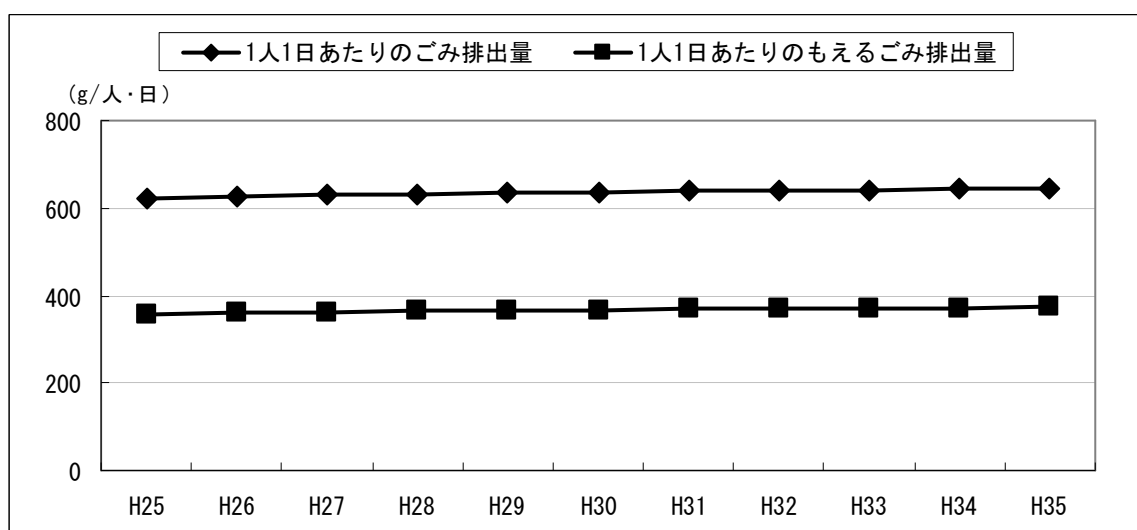


図3-2-1 (1) ごみ排出量の予測：1人1日あたり

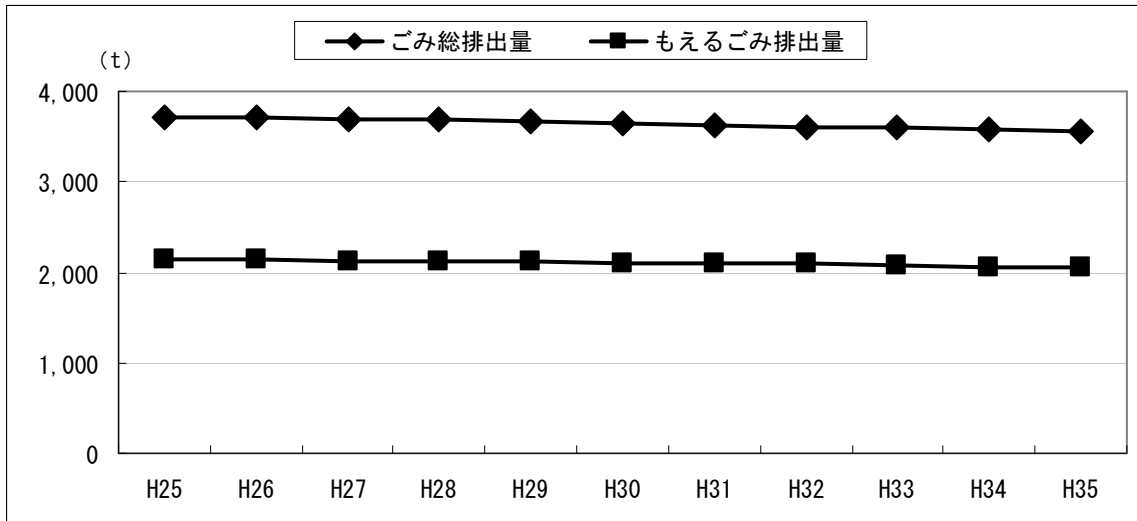


図 3-2-1 (2) ごみ排出量の予測

②資源化率

資源化率の予測は、平成 20 年度から平成 24 年度の実績値をもとに算出する。予測の結果、現状よりも低い値となる。

資源化率の予測を表 3-2-2 及び図 3-2-2 に示す。

表 3-2-2 資源化率の予測

単位：%

	資源化率
平成 25 年度	30.5
平成 26 年度	30.2
平成 27 年度	29.9
平成 28 年度	29.7
平成 29 年度	29.4
平成 30 年度	29.3
平成 31 年度	29.1
平成 32 年度	28.9
平成 33 年度	28.8
平成 34 年度	28.6
平成 35 年度	28.7

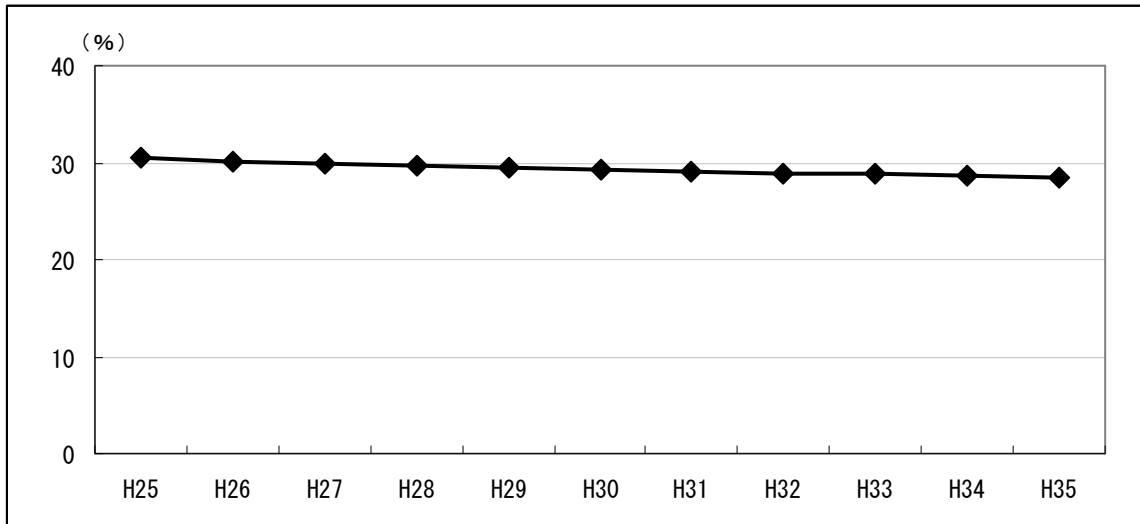


図 3-2-2 資源化率の予測

2-5 目標

①ごみ排出量

国の基本方針における平成 27 年度の排出量は、平成 19 年度に対し約 5%削減するとしている。平成 23 年 3 月に策定した「栃木県廃棄物処理計画」では、平成 27 年度の排出量は、平成 19 年度に対し 10%削減することを目標としている。

本町では、過去 5 年間の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 2.8%増加し、現況のまま推移すると平成 35 年度には、644.4g/人・日になると予測される。

これらを踏まえ、ごみ排出量削減に取り組み、平成 24 年度から平成 35 年度に 3%削減することを目標とする。

②資源化率

国の基本方針では、平成 27 年度に再生利用量を約 25%に増加するとしている。平成 23 年 3 月に策定した「栃木県廃棄物処理計画」では、平成 27 年度の排出量目標値の 25%を再生利用量の目標としている。

本町では、過去 5 年間の資源化率は低くなっているが、現在約 30%となっており、現況のまま推移すると平成 35 年には、28.5%になると予測される。

これらを踏まえ、資源化率の向上に取り組み、平成 24 年度から平成 35 年度に 6%向上することを目標とする。

表 3-2-3 目標値

	基準年 (平成 24 年度)	中間年 (平成 30 年度)	目標年 (平成 35 年度)
1 人 1 日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	608.8	602.7	590.5
資源化率 (%)	30.1	34.6	36.1

第3節 施策の計画

3-1 発生・排出抑制

本町のごみ排出量は、近年僅かに増加している。ごみの排出を低減するためには、ごみを出さないことが必要となるが、人間が生活していく中でごみを全く出さない暮らしはできない。

そのため、出来る限りごみとなってしまう物を減らすことが必要となる。

それには、生産・流通段階からごみの発生を抑制し、さらに物を大切に作る生活スタイルを、町民・事業者・行政が一体となり実践していくことが求められている。

排出者責任・拡大生産者責任を明確にするとともに、町民・事業者・行政がそれぞれの立場でお互いに知恵を出し、工夫し、力を出し合い取り組んでいくことが必要となっている。

具体的な発生・排出抑制への取り組みを町民・事業者・行政のそれぞれが役割分担し、それぞれの立場に応じてごみの排出抑制・減量化を推進していく。

①行政の施策

- ごみ問題に関する情報の提供や啓発活動
 - ごみの排出量や処理状況、ごみを減らすための取組の紹介等
- 出前講座等による環境学習の充実
- 多量排出事業者への減量化の指導
- レジ袋無料配布中止に向けた事業者への普及啓発
- ごみ減量化へ向けた町民、事業者への支援
 - 生ごみ処理機等購入支援
 - マイバッグ運動、レジ袋削減の推進
- 粗大ごみの有料戸別収集の継続
- ごみ減量化へ向けた新たな施策の開発
- 可燃ごみ袋の値上げ、持ち込みごみの値上げの検討
- 可燃ごみ以外の有料対象範囲の拡大の検討
- 他市町、広域行政等他の機関との連携
- ごみ排出者としての減量化へ向けた取組の推進
 - グリーン購入の徹底

②町民・事業者の取組

町民	<p>○ごみを減らすための取組を実践する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 使い捨て製品を購入しない 詰め替え商品の利用 過剰包装・梱包は断る 長く使用できる物、修理修繕ができる物を選ぶ 一時的に使う物は、レンタルやリースを利用する マイバッグを持参しレジ袋を断る 不要になった物は、フリーマーケットやバザーを利用する 生ごみ処理機等による生ごみの減量化、堆肥化を行う <p>○行政や企業のごみに関する情報に関心を持ち協力する。</p>
事業者	<p>○ごみを減らすための取組を実践する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過剰包装・梱包をしない 使い捨て製品の販売及び購入の抑制 製品の長寿命化へ向けた開発、修理修繕体制の整備 レジ袋無料配布中止への協力 レンタルやリースの利用 <p>○行政のごみに関する情報に関心を持ち協力する。</p>

3-2 資源化・再生利用

本町の資源化率は、近年低くなってきている。どんなにごみを減らす努力をしても、日常生活や事業活動の中で必ずごみは出てしまう。発生したごみは、そのまま廃棄するのではなく、分別し資源として使うことが大切である。資源を回収していくためには、ごみを排出する際に資源化可能な物の分別を、排出者自らが行っていくことが必要となる。

具体的な資源化・再生利用への取り組みを町民・事業者・行政のそれぞれが役割分担し、それぞれの立場に応じたごみの資源化を推進していく。

①行政の施策

○ごみの資源化に関する情報の提供や啓発活動 ごみの資源化率や処理状況、ごみの分別の周知等
○出前講座等による環境学習の充実
○資源化へ向けた施策の継続 プラスチック類発泡トレー類回収処理事業 生ごみ堆肥化事業 資源物回収団体支援事業 生ごみ処理機等の普及
○多量排出事業者への資源化の指導 紙類の分別、資源化の推進
○ごみの資源化へ向けた町民、事業者への支援
○粗大ごみの有料戸別収集の継続
○ごみの資源化へ向けた新たな施策の開発
○他市町、広域行政等他の機関との連携
○ごみ排出者としての資源化へ向けた取組の推進

②町民・事業者の取組

町民	○ごみの資源化に向けた取組を実践する。 ごみの分別の徹底 資源物回収団体への協力 販売店などの回収への協力 リサイクル製品の利用 ○行政や企業のごみの資源化に関する情報に関心を持ち協力する。
事業者	○ごみの資源化に向けた取組を実践する。 資源物の回収を念頭にした製品の開発、販売 資源物の回収システムの確立 新たな資源化手法の開発 事業者相互協力による資源化ルートの確立 資源回収団体への協力 リサイクル製品の利用 ○行政のごみの資源化に関する情報に関心を持ち協力する。

3-3 ごみの処理体制

①ごみの分別

本町のごみの処理は、芳賀郡中部環境衛生事務組合で行っていたが、平成26年度からは芳賀地区広域行政事務組合に変更する。それに伴い家庭ごみの分別区分が変更となる。分別区分の現状と今後を図3-3-1に示す。

なお、町独自で実施しているプラスチック類発泡トレー類及び生ごみについては、平成26年度以降も継続して行う。

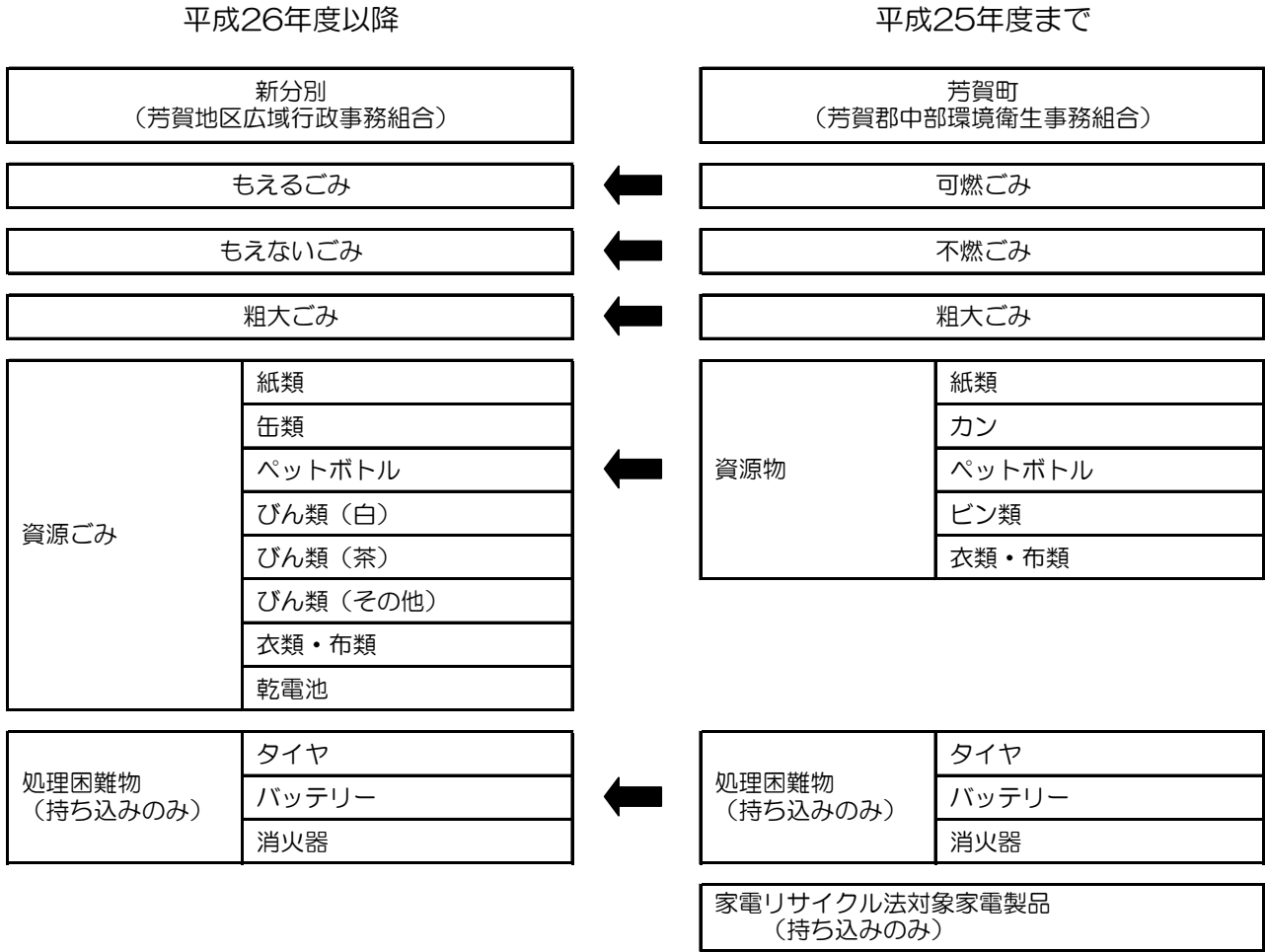


図 3-3-1 家庭ごみの分別区分の現状と今後

②ごみ処理のフロー

本町のごみの処理は、平成 26 年度から芳賀地区広域行政事務組合の焼却施設及びリサイクルセンターに変更する。

町独自については、今後も継続して独自のルートで処理を行い、それぞれ再生利用する。ごみ処理のフローを図 3-3-2 に示す。

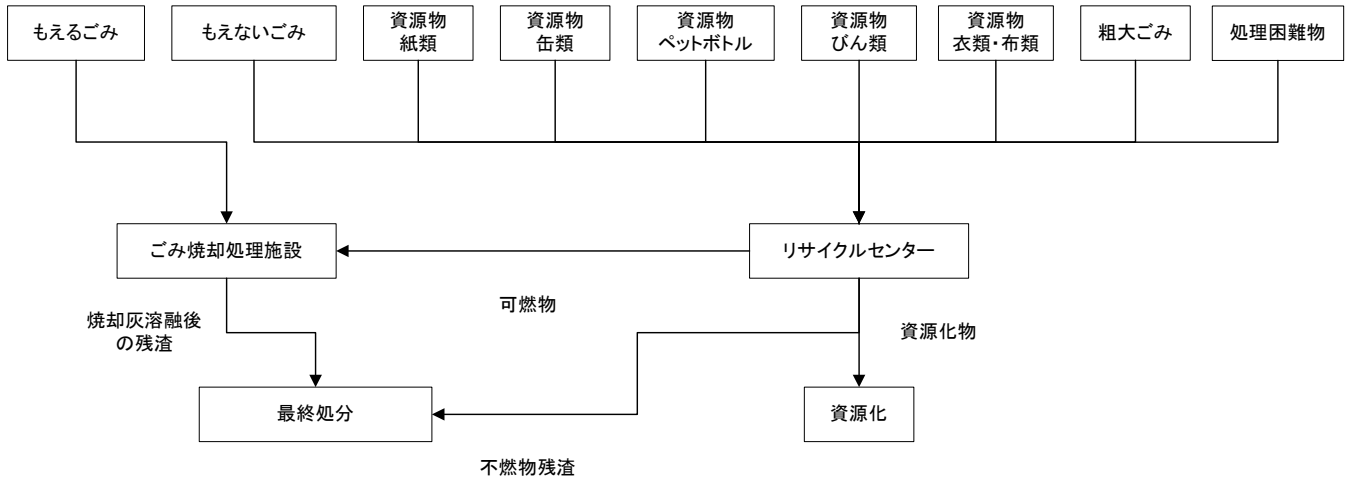


図 3-3-2 (1) ごみ処理フロー：芳賀地区広域行政事務組合

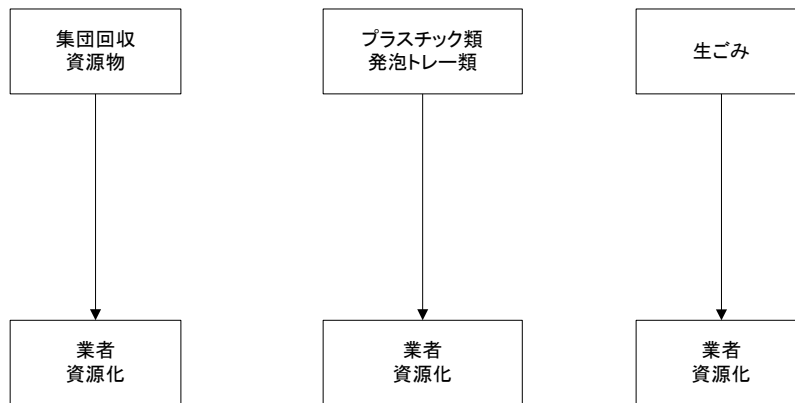


図 3-3-2 (2) ごみ処理フロー：町独自

3-4 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬は、ごみを速やかにかつ衛生的に中間処理施設まで運ぶというだけでなく、それにより発生する環境負荷を低減していく必要がある。

本町のごみの中間処理施設は、平成 26 年度から芳賀郡中部環境衛生事務組合の施設から芳賀地区広域行政事務組合の施設に変更する。それに伴い、ごみの分別が変更される。なお、町独自の分別は変わらない。分別種類と収集頻度を表 3-3-1 に示す。

表 3-3-1 ごみの分別種類と収集頻度

分類	ごみの種類		収集頻度	
芳賀地区広域行政事務組合	もえるごみ	生ごみ、プラスチック製品、皮革・ゴム類、紙おむつ、CD、DVD、カセット及びビデオテープ、食用油、使い捨てカイロ、湿布、保冷剤、乾燥剤、草花、小枝、再利用できない衣類・布類、リサイクルできない紙		週 2 回
	資源物	紙類	新聞紙、折込チラシ、段ボール、紙パック、雑誌・雑紙（菓子箱、包装紙、封筒、紙袋、コピー用紙）	月 2 回
		ペットボトル	飲食物が入っていたもの（清涼飲料、酒類、しょう油・みりんなど）	月 2 回
		缶類	飲食物が入っていたもの（飲料用、缶詰、お茶、菓子缶、粉ミルク缶、ペットフードなど）	月 2 回
		びん類	飲食物が入っていたびん（ジュース、酒類、栄養ドリンク、調味料、飲み薬など） ＊色別（無色・茶色・その他の色）に分ける	月 2 回
		衣類・布類	シャツ、肌着、トレーナー、浴衣、ズボン、布団カバー、シーツ、タオル、手ぬぐいなど	月 2 回
	もえないごみ	金属・ガラス・陶磁器など不燃性で、資源物の缶類・びん類以外のもの（鍋・やかんフライパン、食器・コップ・陶磁器・ガラス食器、化粧品のびん、傘・針金ハンガー、蛍光管・電球、油の缶、一斗缶、板ガラス、鏡、ワイヤー入りのもの、スプレー缶類、使い捨てライター、刃物、小型の家電製品、乾電池）		月 1 回
	粗大ごみ	家具類、布団・マットレス、カーペット、ガスレンジ、スキー・スノーボード、ゴルフクラブ、物干し台・物干し竿、大型の家電製品、ストーブ・ファンヒーター、庭木・剪定枝・木くず		施設へ持ち込み
処理困難物	タイヤ、消火器、バッテリー ＊施設への直接持ち込み		施設へ持ち込み	
町独自	集団回収	紙類、アルミ缶、ビン類、金属類など		随時
	プラスチック類発泡トレー類	包装ビニール、食品容器、ボトル、食品トレー、緩衝材など		週 2 回
	生ごみ	食品残さ		週 3 回

本町のごみの収集・運搬は、現況と変わらず今後も芳賀郡中部環境衛生事務組合と町独自で行う。収集・運搬体制については、周辺の環境に配慮し、効率よく環境負荷の低減が図られる体制を構築する。

ごみの収集頻度は、現況のまま継続していくが、今後必要に応じて検討する。

また、町民等からの要望により新たなステーションやエコステーションの設置の際には助成を行う。

①芳賀郡中部環境衛生事務組合

本町のもえるごみ、資源物（紙類、缶類、ペットボトル類、びん類、衣類・布類）、もえないごみは、町内の各所に設置されたステーションから収集を行っている。

今後も、ステーション方式による収集・運搬を継続するが、町民等の要望により新たなステーションの設置が行われた場合には、効率的な収集・運搬が行われるようルートについて検討する。

また、町民及び事業者は、自地区のステーションを適切に管理する。

②町独自：生ごみ

生ごみの収集・運搬は、事業系については各排出元を個別訪問・収集し、家庭系については回収対象地域のステーションから収集を行っている。

今後も生ごみ回収は、現況の収集・運搬体制を継続する。生ごみ回収地域の変更は予定していないが、必要に応じて行政及び処理業者が十分協議し、効率的な収集・運搬が行われるようルートについて検討していく。

③町独自：プラスチック類発泡トレー類

プラスチック類発泡トレー類は、公共施設及びエコステーションから収集を行っている。

今後もプラスチック類発泡トレー類の回収は、現況の収集・運搬体制を継続して行う。新たに回収拠点の設置が行われた場合には、効率的な収集・運搬が行われるようルートについて検討していく。

また、町民及び事業者は、自地区のエコステーションを適切に管理する。

④粗大ごみ

粗大ごみは、今後も定期的な収集は行わず、処理施設への自己搬入とする。自己搬入が困難な場合には、事前申込みによる月 1 回の収集を町が継続していく。

3-4 中間処理計画

本町のごみは、芳賀郡中部環境衛生事務組合の施設でもやすごみ、資源物（紙類、缶類、ペットボトル類、びん類、衣類・布類）、もえないごみの処理を行ってきたが、平成 26 年度に稼働を開始する芳賀地区広域行政事務組合の芳賀地区エコステーションでの処理に変更する予定となっている。

芳賀地区広域行政事務組合の処理施設の概要を表 3-3-2 に示す。

新たな焼却施設では、焼却灰を熔融炉で溶かしスラグを作り、建築資材として活用するとともに、焼却で発生した余熱により発電し、施設の運転に使用する。

町独自で行っている生ごみ及びプラスチック類発泡トレー類の中間処理は、現況と変更はなく、今後も継続して資源化処理を実施していく。

表 3-3-2 (1) 中間処理施設の概要：焼却施設

	ごみ焼却処理施設
所在地	栃木県真岡市堀内地内
処理能力	143t/日 (71.5t/日×2 炉)
稼働年月日	平成 26 年 3 月 (予定)
処理対象ごみ	可燃性ごみ、し尿処理汚泥、し渣、下水汚泥
処理方式	流動床式ガス化熔融方式
余熱利用設備	発電、汚泥乾燥等

表 3-3-2 (2) 中間処理施設の概要：リサイクルセンター

	リサイクルセンター
所在地	栃木県真岡市堀内地内
処理能力	19t/日 (19t/h)
稼働年月日	平成 26 年 3 月 (予定)
処理対象ごみ	もえないごみ、粗大ごみ、紙類、缶類、ペットボトル、びん類、衣類・布類、乾電池
処理方式	破碎・選別・圧縮梱包設備

3-5 最終処分計画

本町のごみの最終処分は、芳賀郡中部環境衛生事務組合の保有する処分場で行われている。今後ごみ発生量の抑制と資源化を推進し、最終処分量を減らし処分場の延命を図りながら現状どおり処分を行っていく。

平成 26 年度から本町のごみの中間処理を行う芳賀地区広域行政事務組合では、新たな最終処分場の建設に向け準備を進めている。本町では、芳賀地区広域行政事務組合と連携し、最終処分場の整備を推進していく。

第4節 推進体制

4-1 協力体制

ごみの問題は、町民、事業者、行政が一体となり協力しなければ解決できない。本町が目指す循環型社会を形成していくためには、それぞれが相互に連携を図りながら推進していかなければならない。

本町では、地域公民館ごとに環境美化指導員を任命し、ステーションの管理やごみの分別の推進を行っている。地域公民館ごとの活動の中で、ごみに対する施策を広く町民に情報提供していく。また、広報紙やホームページでも同様に情報の公開や提供・呼びかけを実施し協力体制の強化を図る。

事業者には、商工会や芳工連などの組織を利用し、情報の公開や提供・呼びかけを実施していく。

行政は、関係機関からの情報を整理し、町民・事業者にわかりやすい情報として公開していく。

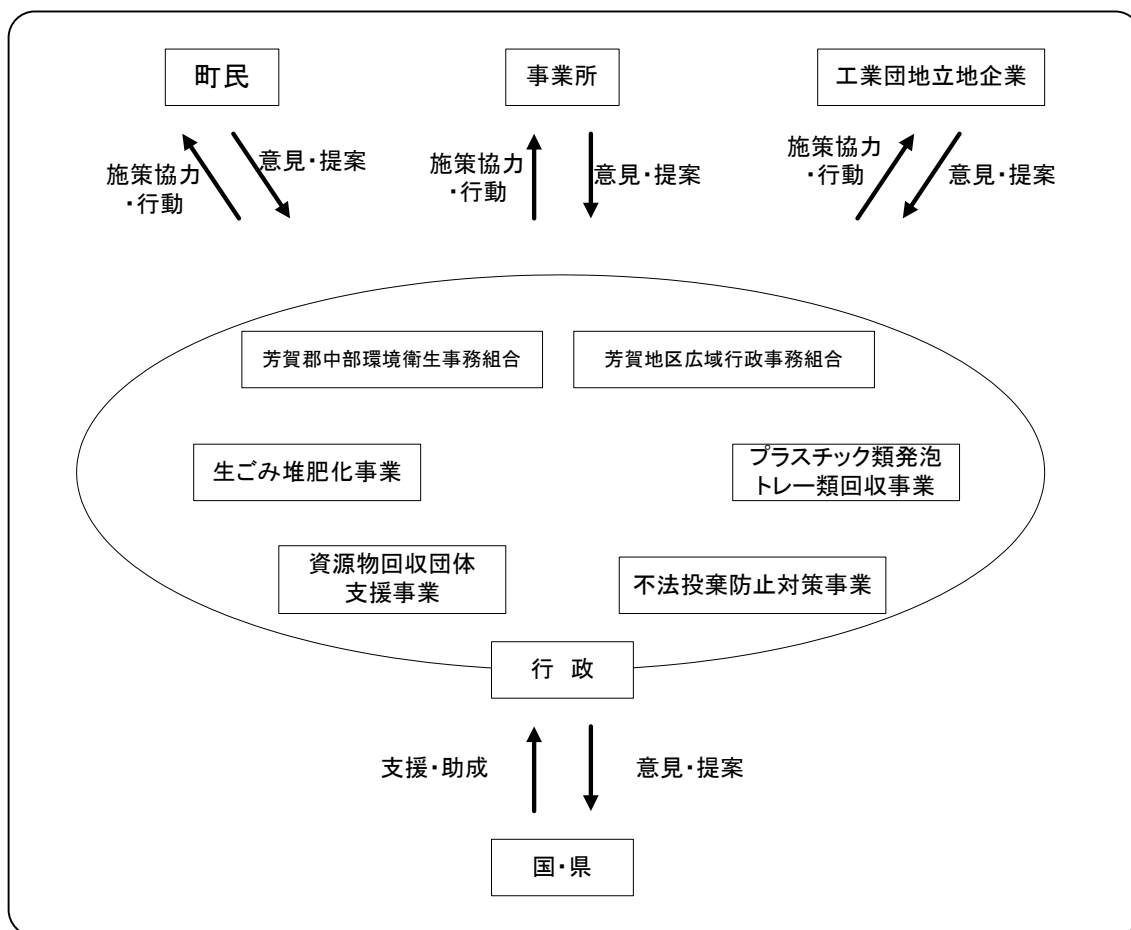


図 3-4-1 協力体制

4-2 啓発活動

ごみの問題は、まず問題点を知り、問題を解決するためにはどうすべきかを知ってもらわなければならない、そのための啓発活動は重要となっている。

本町では、ごみの減量化、資源化に向けた施策を推進してきたが、ごみ排出量及び資源化率は目標を達成していないことから、これらの取組が町民、事業者に十分浸透していないと考えられる。

そのため、今後も継続して啓発活動を推進していく。

①出前講座の活用

町民との直接対話によりごみの減量化と資源化の推進について、理解してもらい、自ら実践してもらう。

②学校等での環境教育

児童、生徒及び父兄を巻き込み、定期的にごみの問題を含めた環境教育を実施していく。

③広報、ホームページの活用

ごみに関する各種情報、各地区ごとの取組状況や成功事例を含め、町民、事業者へ情報を提供していく。